

・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。
・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。

0)

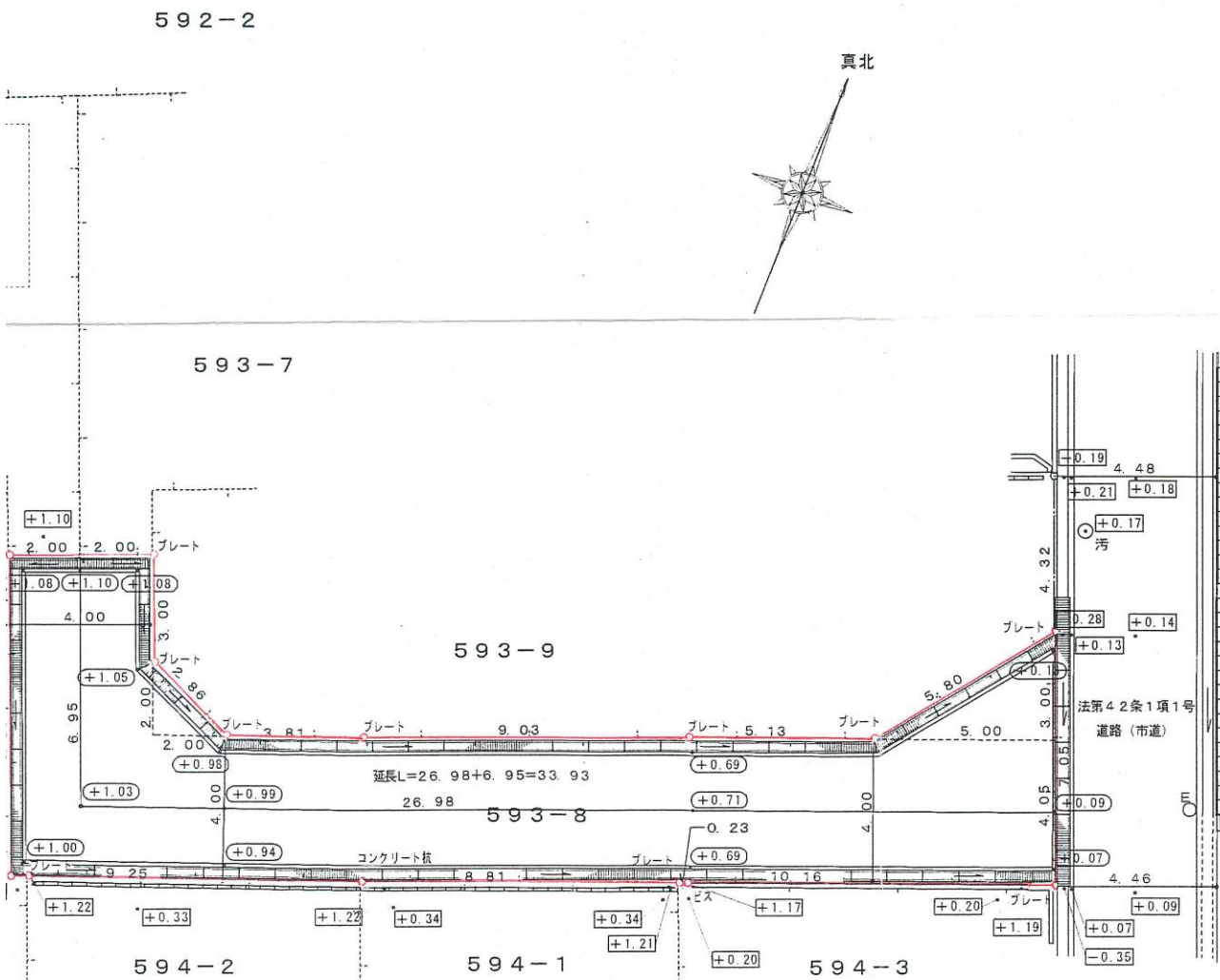


字限図



神戸地方法務局東神戸出張所にて転写
平成17年4月1日
一級建築士

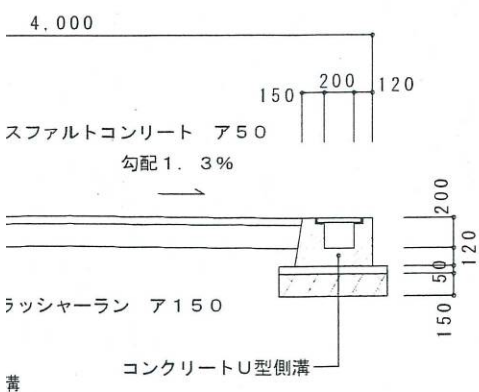
10



凡例

□ 現況地盤高
○ 計画地盤高

1/50



・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。
・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。